

平成22年(行コ)第195号 分限免職処分取消控訴事件

控訴人 正田 哲也

被控訴人 東京都

準備書面(1)

平成22年11月9日

東京高等裁判所第14民事部イA係 御中

被控訴人東京都(代表者兼処分行政府東京都教育委員会)

訴訟代理人 弁護士 松崎 勝

松崎
勝
弁護士

指定代理人 中野 多希

中野
多希
弁護士

同 小林 宏

小林
宏
弁護士

第1 2010年(平成22年)9月7日付け控訴人準備書面(1)に対する認否
及び反論

1 同第1「分限処分がいかに例外的なものであるかについて」について

(1) 控訴人は本項において、「公務員の身分保障は極めて高度のものであることは最高裁(昭和)48年9月14日判決が判示するとおりである。」(なお、控訴人引用の最判は、昭和48年最判であるので、あえて上記のとおり付加するものである。)と主張し、要するに、公務員は「高度な身分保障」が存在するが故に、分限免職処分が例外的にしか認められない旨を主張するよう

ある。

- (2) しかし、控訴人の上記公務員には「高度な身分保障」が存在するが故に、分限免職処分が例外的にしか認められないとの主張は、公務員が有する「高度な身分保障」を全く曲解したものといわざるを得ないのである。
- (3) あらためて述べるまでもなく、公務員が有する「高度な身分保障」とは、いわゆる民間（私企業）労働関係でいわれている「解雇の自由」と対比される概念なのであり、法律論としては、地公法27条が規定する「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」等の条項を根拠とするものなのであって、いかなる事実（事由）があろうとも、公務員の身分が保障される、というものでは決してないのである。
- (4) 公務員に対し、地公法27条が上記のとおり規定したのは、地公法13条が規定する「平等取扱の原則」等の諸原則に反して懲戒、分限処分をなしてはならない、ということを意味するものなのであり、一旦公務員として任命された以上、どんな事由が存在しても、公務員としての身分は保障される、というものでは決してないのである。
- (5) 被控訴人は、控訴人の行った行為（事実）を認定したうえ、控訴人は「その職に必要な適格性を欠く場合」に該当すると判断して本件分限免職処分をなしているのであり、本件処分は「平等取扱の原則」等の原則に反するものでは決してないし、まさに「公正」になされた処分なのであり、控訴人の本項の主張はまさに失当の一語に尽きるものなのである。

2 同第2「控訴人の「問題行動」について」について

- (1) 控訴人の本項の主張が、原判決に事実認定に誤りがある、との主張であれば、これは全て否認ないし争う。
- (2) 控訴人に関しては、原審においても主張したとおり、小平市立小平第五中学校の前任校である東久留米市立西中学校時代から問題が存在したのであり、

控訴人の本項の主張もまさに失当の一語に尽きるものである。

3 同第3「研修成果・控訴人の体罰認識について」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) 原判決は、証拠をもとに事実認定を行い判示、判断しているのであり、控訴人の本項の主張もまさに失当の一語に尽きるものである。

第2 2010年（平成22年）10月26日付け控訴人準備書面（2）に対する 認否及び反論

1 同第1「はじめに」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお控訴人は本項において、「緩やかなフリーハンドの分限免職の運用を可能にするか否かという点で、一人控訴人の個人的な問題に留まらず、公務員の身分保障全体に関する重大な問題でもある。」などと主張しているが、あらためて述べるまでもなく、本件事案はまさに控訴人が教育公務員（ないし公務員）としては通常あり得ざる行為を重ねているが故になされたものなのであり、公務員としての職務、職責を正当にはたしている公務員を適格性欠如を理由に分限免職に付する、などということはあり得ざるものなのであり、控訴人の本項の主張もまさに失当の一語に尽きるものであることを指摘する次第である。

2 同第2「A君への体罰について」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。

- (2) ちなみに、控訴人は本項において、生徒Aに対する行為について、「頭部を足で踏みつける」という点も、原判決は過大評価している。足を乗せるという態様であった。」と主張しているが、乙第23号証（控訴人に対する平成16年1月13日付け事情聴取書）3頁では、控訴人は、「生徒Aが床に倒れたので生徒Aのこめかみ附近を踏みつけ、駄目だっただろと言った。」と述べ、要するに、生徒Aのこめかみ附近を（足で）踏みつけた旨を明確に述べているのである、控訴人の主張が事実に反するものであることは明らかであるし、そもそも生徒Aが缶ジュースを飲んでいることを教師として問題とするのであれば、口頭でA君を説諭すべきものであり、「感情的になって」足払いしたうえ、靴（内履き用のズック）を履いた足で生徒Aのこめかみ（頭部）を踏みつける行為など許されざるものであることは全く明らかであり、上記点からしても控訴人の主張の失当たることは明らかである。
- (3) なお控訴人は本項において、澤川校長が生徒Aから校長室で事情聴取を受けたことは全くない旨を主張しているが、澤川校長は、平成15年10月20日、校長室で岡崎教頭とともに、生徒Aとその目撃者である生徒Eから直接話を聞いている（乙第9号証4頁の「10月20日（月）」欄参照）のであり、澤川校長らが控訴人の生徒Aに対する体罰の件について事情聴取を行っているのは間違いない事実であることを付言する。

3 同第3「控訴人を含めた教育現場における体罰認識について」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお控訴人の本項の主張に関しては、乙第45号証（体罰やいじめをなくす 人権尊重教育の推進）が乙第43号証（東京地裁平成8年9月17日判決）が問題としている「中央中事件」を直接の契機として発行されたものではないとしても、控訴人が東久留米市立西中学校に在職していた当時に発刊

されていたものであることは事実なのであり、控訴人の乙第45号証は「中央中事件」(平成6年11月14日発生)を契機としたものではなく、平成3年から平成4年にかけて発生した「南中事件」を契機とするものであるとの主張は、全く無意味な主張であることを被控訴人としては指摘する次第である。

4 同第4「本件分限免職が如何に特異、異常な処分であるか」について

- (1) 控訴人の本項の主張中、被控訴人の従前の主張に反する部分は全て否認ないし争う。
- (2) なお控訴人の本項の主張のうち、控訴人主張のデータに関しては、これが正確なものであるか否か、被控訴人としては認否を留保するものである（そもそも認否不要なものであると思料する。）が、全国において分限免職処分の数が「極めて少ない。」が故に本件分限免職処分が問題であるとの控訴人の主張は、まさに本来を転倒する主張であることを被控訴人としては指摘する次第である。

第3 被控訴人の主張

- 1 被控訴人答弁書19頁でも述べたとおり、人事委員会の審理を含め、本件については充分な審理が行われているものであるし、原判決の判示が正当なものであることは明らかである。
- 2 被控訴人としては、原判決のうち、研修に関する判示（原判決62頁参照）については一部に不服はあるものの、控訴人について適格性の欠如を認定した原判決の判示は全く正当なものであることを指摘し、本件について控訴人は主要な客観的事実そのものを否認するものではないのであり、その意味では本件については事実関係についてほとんど争いがないものであり、被控訴人と

しては、すみやかに結審のうえ「本件控訴を棄却する。」との判決を求める次第である。